

保存樹の追加指定について

1 調査実施の背景と目的

京都市は、「京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例」に基づき、平成13年度～17年度にかけて41件（47本）の保存樹を指定した。

しかし、その後、保存樹は、枯死等により31件（36本）まで減少してしまったため、令和元年度から、保存樹の追加指定に係る調査（以下「本調査」という。）を進めている。

なお、本調査は、令和6年度で完了し、令和7年度に新たに保存樹を指定（追加指定）することを目指している。

2 調査の経過と令和6年度の調査結果

本調査は、令和5年度までに8つの行政区の樹木を調査し、令和6年度は、東山区、山科区、伏見区の樹木（計87件）を調査した。

その結果、令和6年度は「総合判定A」の4件を「追加指定候補樹木」にしたい。

○調査結果一覧

行政区	区民の誇りの木 件数	うち調査樹木 件数	総合判定A 件数	備考
西京	81	40	0	令和元年度 調査（終了）
左京	101	48	0	令和2年度 調査（終了）
右京	75	39	0	令和3年度 調査（終了）
(京北)	29	17	0	〃
北	85	39	2	令和4年度 調査（終了）
上京	110	51	1	〃
中京	68	21	0	令和5年度 調査（終了）
下京	78	29	1	〃
南	70	32	0	〃
東山	58	18	0	令和6年度 調査（終了）
山科	70	36	0	〃
伏見	76	33	4	〃
合計	901	403	8	

○令和6年度調査結果

行政区	区民の誇りの木 件数	うち調査樹木 件数	総合判定（件数）				
			A	B	C	D	枯死等
東山	58	18	0	1	12	2	3
山科	70	36	0	2	16	10	8
伏見	76	33	4	1	14	7	7
計	204	87	4	4	42	19	18

※ 枯死等は、調査実施時に枯死、伐採により消失していた樹木のほか、国又は地方公共団体の所有並びに管理に係る樹木であったことが判明した樹木を含む。

3 令和6年度の「総合判定A」の樹木について

○「総合判定A」の樹木

- ・『日野誕生院（ひのたんじょういん）のクスノキ』（伏見区）
- ・『藤森神社（ふじのもりじんじゃ）のクスノキ』（伏見区）
- ・『八大龍王弁財天（はちだいらゆうおうべんざいてん）のイチョウ』（伏見区）
- ・『誕生寺（たんじょうじ）のイチョウ』（伏見区）

（※各樹木の調査票は参考資料2-1～4、現地調査の判定基準等は、参考資料4参照）



日野誕生院のクスノキ



藤森神社のクスノキ



八大龍王弁財天のイチョウ



誕生寺のイチョウ

(参考) これまでに選定した「総合判定A」の樹木写真



中川八幡宮スギ (北区/R4)



平野神社クスノキ (北区/R4)



護王神社カリン (上京区/R4)



松尾神社西七条御旅所クスノキ (下京区/R5)

(参考) 「総合判定A」の樹木一覧

区分	整理番号	場所	樹種	行政区	調査年度
承認済	A 1	中川八幡宮	スギ	北	令和4年度
	A 2	平野神社	クスノキ	北	〃
	A 3	護王神社	カリン	上京	〃
	A 4	松尾神社西七条御旅所 (本殿前)	クスノキ	下京	令和5年度
R6選定(案)	A 5	日野誕生院	クスノキ	伏見	令和6年度
	A 6	藤森神社	クスノキ	伏見	〃
	A 7	八大龍王弁財天	イチョウ	伏見	〃
	A 8	誕生寺	イチョウ	伏見	〃

4 調査結果の偏りの補正について

令和元年度から令和6年度までに調査をした結果、「総合判定A」の樹木の件数は、当初の予定（10件程度）に近い件数（8件）となったが、行政区や樹種に偏りが見られる結果となった。そこで、偏りを補正するため、「総合判定B」（※）の樹木の中から、保存樹に追加指定するのが適切と思われる樹木を選定した。

※ 「総合判定B」の樹木：現地調査の7つの判定項目の評価が高いが大きさの要件を満たしていない樹木。

(1) 選定対象、選定件数

「総合判定B」の樹木（計12件）の中から、**5件程度**を選定する。

(2) 選定方針等

(表1) 選定方針

要件	内 容
ア 所在地	行政区の偏りを少なくするため、当該樹木の所在地（行政区）を考慮 （総合判定Aの樹木がない行政区に「O」）
イ 樹種	保存樹が限られた樹種ばかりになってしまうのを避けるため、樹種を考慮 （イチョウ、クスノキ以外の樹種に「O」（表2参照））
ウ 特徴等	「歴史性」（由緒や謂れ）で特筆すべきものを有する樹木を重視（※） （特筆すべき由緒や謂れがある樹木に「O」）

※ これまでの審議会で“由緒や謂れは重要である”旨の御意見をいただいていることから、「歴史性」について特筆すべきものを有する樹木を重視（優先）。

(表2) 保存樹樹種

樹種	①現存保存樹 件数	②総合判定A 件数	①+② 件数(※)	備 考
イチョウ	6	2	8	
クスノキ	5	4	9	
ムクノキ	3	0	3	
クロガネモチ	2	0	2	
ヤマザクラ	2	0	2	
その他樹木① (現存保存樹)	13	—	13	アカマツ、カツラ、クロマツ、ケヤキ、サザンカ、サルスベリ、スタジイ、ソメイヨシノ、タカオカエデ、タラヨウ、ハクモクレン、ムクロジ、ヤマモモ (各1件)
その他樹木② (総合判定A)	—	2	2	スギ、カリン (各1件)
計	31	8	39	

※ 「②総合判定A」の樹木(8件)が、全て保存樹に指定された場合の件数。

(3) 選定結果

(表3) 「総合判定B」の樹木の選定結果(選定した樹木の調査票は、[参考資料3-1~6](#)参照)

整理 番号	樹 種	行政区	要件への適合性 (※)			選定
			ア 所在地	イ 樹 種	ウ 特徴等	
B1	クロガネモチ	左京	○	○		◎
B2	クロガネモチ	上京		○		
B3	イブキ	上京		○		
B4	ヒマラヤスギ	上京		○		
B5	クスノキ	中京	○			
B6	ウメ	下京		○	○	◎
B7	イチョウ	下京			○	
B8	アカマツ	南	○	○		◎
B9	ヒマラヤスギ	東山	○	○		◎
B10	シダレザクラ	山科	○	○	○	◎
B11	アラカシ	山科	○	○	○	◎
B12	シロマツ	伏見		○		

(4) 「追加指定候補樹木」選定結果(まとめ)

(表4) 追加指定候補樹木件数等

行政区	①総合判定A 件数	②総合判定B から選定した 件数	③追加指定候 補樹木件数 (①+②)	④当初保存樹 件数	⑤現存保存樹 件数	⑥追加指定後 保存樹件数 (③+⑤)
西京	0	0	0	2	2	2
左京	0	1	1	5	2	3
右京	0	0	0	5	3	3
(京北)	0	0	0	0	0	0
北	2	0	2	4	3	5
上京	1	0	1	4	3	4
中京	0	0	0	3	3	3
下京	1	1	2	3	3	5
南	0	1	1	3	3	4
東山	0	1	1	4	3	4
山科	0	2	2	4	3	5
伏見	4	0	4	4	3	7
計	8	6	14	41	31	45

5 保存樹追加指定の手続き等

「追加指定候補樹木」については、令和7年度に“**詳細調査**”を実施し、その結果を都市緑化審議会に諮ったうえで、指定の手続きを進めて行く。

○詳細調査の内容

- ・ 専門家による樹木の健康状態調査
- ・ 所有者のヒアリング等（所有者の意向、樹木の由緒、謂れ等の確認 等）

（補足）詳細調査の結果、以下に該当する樹木は「指定候補樹木」から除外する。

- ・ 樹木の健全度が低かった場合（衰退が進行している など）。
- ・ 保存樹に指定することについて、所有者の合意を得られなかった場合。

6 今後の課題

令和元年度～6年度の調査で14件の「指定候補樹木」を選定したが、保存樹を市民により身近に感じていただくとともに、みどりの貴重な資産を次世代に継承していくために、今回の選定後も、以下の課題について継続的に検討し、将来的な追加指定に備えていく。

○課題1 地域バランスの更なる改善

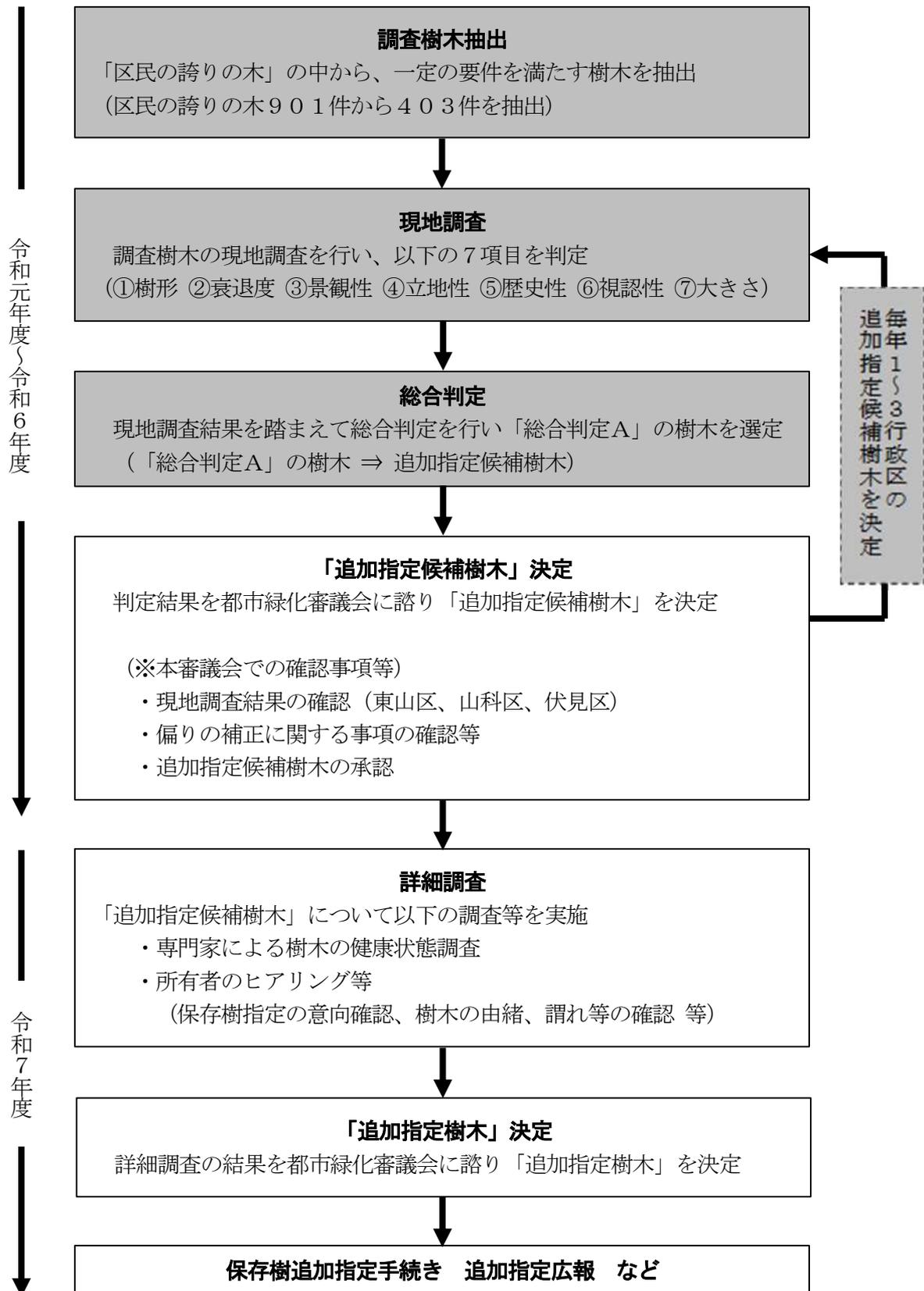
京北地域は「(4)「追加指定候補樹木」選定結果(まとめ)」のとおり、追加指定後も保存樹が0件であり、地域バランスの更なる改善が必要。

○課題2 特筆すべき「歴史性」を持った樹木の保存と継承

令和元年度～6年度の調査で「総合判定C」(※)となった樹木の中には「歴史性」(由緒や謂れ)で特筆すべきものを有する樹木がある。特筆すべき「歴史性」を持った樹木は、本市の資産とも言える樹木なので、樹木の状態の継続的な確認が必要。

※ 「総合判定C」の樹木：現地調査の7つの判定項目が高評価ではない(高評価とは言えない)樹木。

<保存樹追加指定の流れ> (グレー：完了) (第17回審議会 (R6.6.10) 資料から修正)



総合判定 A (整理番号 A 5)

○日野誕生院のクスノキ (伏見区)

保存樹候補調査票

整理番号	調査日	天候	行政区
811	平成13年2月13日	晴・雨 ☁	伏見区
A15	令和6年10月30日	晴・雨 ☁	

樹種名	形態	樹高	枝張	幹周
クスノキ	群	20.0 m	24.0 m	3.60 m

所有者	神社・寺・一般	日野誕生院	管理者	日野誕生院
所在地	日野西大道町			

項目	判定	摘要	備考
樹形	a	クスノキらしい樹形	樹高は15m程に詰められていた
衰退度	b	枝葉も多く健全そうだが、在り木があるので、穴が空いている可能性がある。	
景観性	a	シンボルとしてふさわしい	
立地性	a	群としてはbかc	
歴史性	c		
視認性	a	入り口にある木は良く見える。群としてはb	
その他			

総合判定	A	候補登録	○
※群としてはC			
各項目	A:優れている B:特段の難はない C:難あり		
総合	A:優れている B:ふさわしい C:特段の難はない D:難あり		

(全景写真)



お寺の入り口



群の中の1本



群の中の1本

総合判定 A (整理番号 A 6)

○藤森神社のクスノキ (伏見区)

保存樹候補調査票

整理番号	調査日	天候	行政区
821	平成13年2月15日	晴・雨・曇	伏見区
B09	令和6年11月12日	晴・雨・曇	

樹種名	形態	樹高	枝張	幹周
クスノキ	群	19.5 m	20.8 m	4.10 m

所有者	所在地	管理者
神社・寺・一般	深草鳥居崎町	藤森神社

項目	判定	摘要	備考
樹形	a	自然樹形に近い。	
衰退度	a	特段問題はない。	
景観性	a	シンボルとしてふさわしい。	
立地性	b	踏圧が気になるが、短期的には問題ない。(群としてはc)	
歴史性	c		
視認性	b	神社内からは良く見える。	
その他			

総合判定	A	候補登録	○

※単独で評価

各項目 A:優れている B:特段の難はない C:難あり

総合 A:優れている B:ふさわしい C:特段の難はない D:難あり

(全景写真)



総合判定 A (整理番号 A 7)

○八大龍王弁財天のイチヨウ (伏見区)

保存樹候補調査票

整理番号	調査日	天候	行政区
862	平成13年2月7日	晴・雨・ <u>曇</u>	伏見区
F04	令和6年11月14日	<u>晴</u> ・雨・曇	

樹種名	形態	樹高	枝張	幹周
イチヨウ	単	17.0 m	8.9 m	5.70 m

所有者	形態	名称	管理者
<u>神社</u> ・寺・一般		八大龍王弁財天	八大龍王弁財天

所在地	淀川顔町
-----	------

項目	判定	摘要	備考
樹形	a	自然樹形に近い。丁寧に手入れはされておらず、樹形が少し乱れている。	
衰退度	b	空洞化になりかけ。切断面がきれいにまいていない。	
景観性	a	シンボルとしてふさわしい	
立地性	a	十分な植栽スペースが確保されている。	
歴史性	c		
視認性	a	どこからでも見える。	
その他			

総合判定	A	候補登録	○

各項目 A:優れている B:特段の難はない C:難あり

総合 A:優れている B:ふさわしい C:特段の難はない D:難あり

(全景写真)



総合判定 A (整理番号 A 8)

○誕生寺のイチョウ (伏見区)

保存樹候補調査票

整理番号	調査日	天候	行政区
867	平成13年2月21日	晴・雨・曇	伏見区
G03	令和6年11月14日	晴・雨・曇	

樹種名	形態	樹高	枝張	幹周
イチョウ	単	23.0 m	14.0 m	3.18 m

所有者	神社・寺・一般	誕生寺	管理者	誕生寺
所在地	久我本町			

項目	判定	摘要	備考
樹形	a	自然樹形	
衰退度	a	樹皮のめくれが気になる	樹皮のめくれ確認
景観性	a	みごとな樹容。シンボルにふさわしい。	
立地性	b	建物が近接している。舗装で覆われている。	
歴史性	c		
視認性	a	どこからでも良く見える。	
その他			

総合判定	A	候補登録	○

各項目 A:優れている B:特段の難はない C:難あり

総合 A:優れている B:ふさわしい C:特段の難はない D:難あり

(全景写真)



総合判定 B (整理番号 B 1)

○八大神社 クロガネモチ (左京区)

保存樹候補調査票

整理番号	調査日	天候	行政区
No.3012	平成12年10月2日	晴・雨・曇	左京区
C04	令和2年10月29日	晴・雨・曇	

樹種名	形態	樹高	枝張	幹周
クロガネモチ	単木・群(本)	7.5 m	5.5 m	2.6 m

所有者	神社・寺・一般	八大神社	管理者	八大神社
所在地	京都市左京区一条寺釈迦堂町			

項目	判定	摘要	備考
樹形	a	よく手入れされている	
衰退度	a		
景観性	a	参道飛び地のシンボル	
立地性	a	バス	
歴史性	c		
視認性	a	道路からよく見える	
その他			柵により立ち入りが制限されている

総合判定	B	候補登録	基準外
------	---	------	-----

各項目 A:優れている B:特段の難はない C:難あり

総合 A:優れている B:ふさわしい C:特段の難はない D:難あり

(全景写真)



総合判定 B (整理番号 B 6)

○菅大臣 (かんだいじん) 天満宮 ウメ (下京区)

保存樹候補調査票

整理番号	調査日	天候	行政区
520	平成12年3月8日	晴・雨・曇	下京区
B02	令和5年9月25日	晴・雨・曇	

樹種名	形態	樹高	枝張	幹周
ウメ	単	4.5 m	4.5 m	0.49 m

所有者	所在地	菅大臣天満宮	管理者	菅大神天満宮
神社・寺・一般	仏光寺通新町西入菅大臣町			

項目	判定	摘要	備考
樹形	a	よく手入れされている	
衰退度	a	枝葉が多く健全である	
景観性	a	境内の景観と調和している	
立地性	c	鳥居、灯籠に近接している	
歴史性	a	近世以前の由緒や謂れがある	菅原道真公の誕生地と伝えられ、菅家老化と称する学問所があった所。道真公が太宰府に左遷される際、庭にあった梅野木の句を詠んだ後、一夜にしてその梅の木が太宰府に飛んだという「飛梅」の伝説の発祥地。これにちなみ昭和30年代にウメが植えられた。
視認性	b	敷地外から見えない	
その他			

総合判定	B	候補登録	基準外

各項目 a: 優れている b: 特段の難はない c: 難あり

総合 A: 優れている B: ふさわしい C: 特段の難はない D: 難あり

(全景写真)



総合判定 B (整理番号 B 8)

○吉祥院石原町 アカマツ (南区)

保存樹候補調査票

整理番号	調査日	天候	行政区
620	平成13年2月26日	晴・雨・曇	南区
C18	令和5年9月26日	晴・雨・曇	

樹種名	形態	樹高	枝張	幹周
アカマツ	単	7.0 m	16.0 m	1.61 m

所有者	神社・寺・一般	所在地	管理者	個人
	○一般	吉祥院石原町		
所在地	吉祥院石原町			

項目	判定	摘要	備考
樹形	a	よく手入れされている	
衰退度	a	枝葉が多く健全である	
景観性	a	街並みと調和し、シンボルとなっている	
立地性	b	住宅に近接している	
歴史性	c		
視認性	b	敷地外から見えづらい	
その他			

総合判定	B	候補登録	基準外

各項目 a: 優れている b: 特段の難はない c: 難あり

総合 A: 優れている B: ふさわしい C: 特段の難はない D: 難あり

(全景写真)



総合判定 B (整理番号 B9)

○祇園町南側 (長楽館) ヒマラヤスギ (東山区)

保存樹候補調査票

整理番号	調査日	天候	行政区
384	平成12年10月3日	晴・雨・曇	東山区
A20	令和6年11月7日	晴・雨・曇	

樹種名	形態	樹高	枝張	幹周
ヒマラヤスギ	群	12.0 m	5.5 m	1.5 m

所有者	神社・寺・一般	長楽館	管理者	長楽館
所在地	祇園町南側(八坂鳥居前東入)			

項目	判定	摘要	備考
樹形	b	先端が剪定されている。	
衰退度	a	健全と思われる。	
景観性	a	シンボルにふさわしい。	
立地性	b	将来的に近接樹木に干渉する恐れがある。	
歴史性	c		
視認性	a	良く見える。	
その他		冬季に樹木に電飾を行っている。	

総合判定	B	候補登録	基準外
------	---	------	-----

※単独で評価

各項目 A:優れている B:特段の難はない C:難あり

総合 A:優れている B:ふさわしい C:特段の難はない D:難あり

(全景写真)



総合判定 B (整理番号 B 1 0)

○毘沙門堂 シダレザクラ (山科区)

保存樹候補調査票

整理番号	調査日	天候	行政区
423	H13年2月5日	晴・雨・曇	山科区
A01	令和6年8月2日	晴・雨・曇	

樹種名	形態	樹高	枝張	幹周
シダレザクラ	単	7.8 m	18.9 m	2.30 m

所有者	神社・寺・一般	毘沙門堂	管理者	毘沙門堂
所在地	安朱稲荷山町			

項目	判定	摘要	備考
樹形	a	良く手入れされており、シダレザクラとして良い樹形	
衰退度	b	概ね健全であるが、小さな洞穴が数か所見受けられる	
景観性	a	シンボルツリーとしての役割を果たしている	
立地性	b	一部参門に届きそうなくらい枝が伸びている	
歴史性	a	近世以前の由緒がある	「毘沙門しだれ」と呼ばれ、3世紀にわたって植え継がれている(現在5代目)
視認性	b	立地上、道路からは見えづらい	
その他			

総合判定	B	候補登録	基準外
------	---	------	-----

各項目 a:優れている b:特段の難はない c:難あり

総合 A:優れている B:ふさわしい C:特段の難はない D:難あり

(全景写真)



総合判定 B (整理番号 B 1 1)

○西野大手先町 (蓮如上人像) アラカシ (山科区)

保存樹候補調査票

整理番号	調査日	天候	行政区
443	H13年2月8日	晴・雨 (雲)	山科区
B09	令和6年9月25日	(晴) 雨・曇	

樹種名	形態	樹高	枝張	幹周
アラカシ	単	14.0 m	11.8 m	2.05 m

所有者	神社・寺・一般	所在地	管理者	登録なし(確認必要)
	神社・寺	西野大手先町(蓮如上人像)		
所在地	西野大手先町			

項目	判定	摘要	備考
樹形	a	ほぼ自然樹形	
衰退度	b	幹に小さな空洞が見られる	
景観性	a	シンボル樹にふさわしい	
立地性	c	石垣に近接し、植栽スペースが限られている	
歴史性	a	いわれがある	当地が開かれる前よりここにあった
視認性	a	どこからもよく見える	
その他			

総合判定	B	候補登録	基準外

各項目 a:優れている b:特段の難はない c:難あり

総合 A:優れている B:ふさわしい C:特段の難はない D:難あり

(全景写真)



○ 保存樹の追加指定の方法について（R1～R6）

保存樹の追加指定の方法等は、第11回京都市都市緑化審議会（令和元年度）において承認いただいたもの。

（1）選定手順

- ア 「区民誇りの木」を行政区別に整理し、毎年、1～3行政区の樹木（調査樹木）について現地調査を行う。
- イ 現地調査を行い、現地調査判定項目①～⑦を判定。
- ウ 現地調査の結果（項目①～⑦の判定結果）を踏まえ、当該樹木を総合的に判定。
- エ 判定結果を都市緑化審議会に諮り、『追加指定候補樹木』を決定。

（2）調査樹木の抽出方法等

区民の誇りの木901件から、次の条件の樹木を除外（除外後計403件）。

- ・ 天然記念物（国）、京都市指定天然記念物
- ・ 国又は地方公共団体の所有並びに管理に係る樹木
- ・ 既に京都市の保存樹に指定された樹木等
- ・ 既に伐採された区民の誇りの木
- ・ 過去に保存樹候補になったが同意が得られなかった樹木

（3）現地調査の判定

現地調査は以下の7つの項目について判定する。

なお、項目①～⑥までは3段階、項目⑦（大きさ）は2段階で判定する。

（3段階判定 a：優れている b：特段の難はない c：難あり）

○現地調査の判定について

項目	内容	判定
①樹形	樹形が樹木固有の形状を保っている又は剪定等により良好な形状を保っているか	3段階判定
②衰退度	健全な樹木であるか	同上
③景観性	樹容が美観上優れており、周囲の街並みの景観と調和しているか	同上
④立地性	植栽されている場所は、樹木の生育に支障がない場所か	同上
⑤歴史性	由緒や謂れがある樹木か	同上
⑥視認性	樹木を敷地内及び敷地外から視認することができるか	同上
⑦大きさ	樹木の大きさが次の条件を超えているか（※） （高さ：15m、樹冠幅：3m、幹周：1.5m）	2段階判定（超えている、いない）

※ 『京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則』（参考資料5参照）では「高さ、樹冠幅、幹周のいずれかが超えていること」となっているが、第11回都市緑化審議会（令和元年度）において、「追加指定に当たっては、高さ、樹冠幅、幹周すべてが基準を超えていること」にすることとなった。

(4) 総合判定

総合判定の基準は以下のとおり。

○総合判定について

記号	判定	内容
A	優れている	「追加指定候補樹木」として適切と思われる ⇒ 現地調査判定が高評価で、大きさ（項目⑦）も満たしているもの
B	ふさわしい	「追加指定候補樹木」になり得る可能性がある ⇒ 現地調査判定が高評価であるが、大きさ（項目⑦）を満たしていないもの
C	特段の難はない	「追加指定候補樹木」として適切とは言い難い ⇒ 現地調査判定が高評価でないもの
D	難あり	「追加指定候補樹木」には成り得ない ⇒ 現地調査判定が低評価なもの

(5) 追加指定件数（目安）

10件程度（当初の指定件数（41件）程度となるようにする（現在31件））

<関係法令等>**○京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例（平成7年3月9日制定）（抄）**

（保存樹等の指定）

第6条 市長は、市街地内に存し、かつ、市民に親しまれている樹木又は樹木の集団（以下「樹木等」という。）で、その規模、樹容等が別に定める基準に適合しているものを、その所有者の同意を得て、保存樹又は保存樹の集団（以下「保存樹等」という。）として指定することができる。

2 前項の規定は、次に掲げる樹木等については、適用しない。

- (1) 文化財保護法第109条第1項の規定による指定、同法第110条第1項の規定による仮指定若しくは同法第132条第1項の規定による登録又は同法第182条第2項の規定に基づく条例の規定による指定を受けた樹木等
- (2) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第2条第1項の規定により指定された樹木等
- (3) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木等

○京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例施行規則（平成7年3月29日制定）（抄）

（保存樹等の指定の基準）

第3条 条例第6条第1項に規定する別に定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 樹木については、その規模が次のいずれかに該当していること。
 - ア 1.2メートルの高さにおける幹の周囲（株立ちした樹木にあっては、各幹の周囲の合計に10分の7を乗じて得た長さ。以下同じ。）が1.5メートル以上であること。
 - イ 高さが15メートル以上であること。
 - ウ 樹冠の最小幅が3メートル以上であること。
- (2) 樹木の集団については、その規模が次のいずれかに該当していること。
 - ア 生け垣を構成している樹木の集団にあっては、当該生け垣の長さが20メートル以上であること。
 - イ アに該当しない樹木の集団にあっては、その存する土地の面積が500平方メートル以上であること。
- (3) 樹容が、美観上優れており、周辺の町並みの景観と調和し、かつ、次のいずれかに該当していること。
 - ア 当該樹木の固有の形状を保っていること。
 - イ 剪定等により良好な形状を保っていること。

○京都市「区民の誇りの木」選定事業実施要綱（平成11年10月4日制定）（抄）

（「区民の誇りの木」の選定）

第2条 「区民の誇りの木」の選定は、次条第1項の規定により各区において募集し、応募された樹木を第4条第1項に規定する委員会が選定する。

（「区民の誇りの木」の推薦）

第3条 事業を行う区の区民及び事業者は、次項の「区民の誇りの木」を、次条第1項に規定する委員会が定めた期間内に、推薦することができる。

2 「区民の誇りの木」とは、区民又は事業者が誇りに思い、次の世代に伝えていきたいと思う樹木であり、容易にその姿を見ることができる樹木とする。

○保存樹一覧表（令和7年2月時点）

番号	行政区	本数	場所、樹種	指定年度
1	北 区	1	大宮南田尻町のヤマザクラ	指定解除
2	上京区	1	KKR京都くに荘のムクノキ	指定解除
3	左京区	1	鷺森神社のヤマザクラ	H 1 3
4	中京区	1	北野天満宮御旅所のクロガネモチ	H 1 3
5	東山区	1	養源院のヤマモモ	H 1 3
6	山科区	1	音羽前出町のソメイヨシノ	H 1 3
7	下京区	1	龍谷大学大宮学舎のイチヨウ	H 1 3
8	南 区	1	宇賀神社のムクノキ	H 1 3
9	右京区	1	斉宮神社のムクノキ	H 1 3
10	西京区	1	上桂御霊神社のクスノキ	H 1 3
11	伏見区	1	醍醐東大路町のシダレザクラ	指定解除
12	伏見区	1	久我神社のクスノキ	H 1 3
13	北 区	1	招善寺のハクモクレン	H 1 4
14	北 区	1	今宮神社のムクロジ	H 1 4
15	上京区	1	古義堂のクロマツ	H 1 4
16	左京区	1	金戒光明寺のクロマツ	指定解除
17	東山区	2	月真院のツバキ	指定解除
18	山科区	1	小野葛籠尻町のカヤ	指定解除
19	下京区	1	西本願寺のイチヨウ	H 1 4
20	右京区	1	嵯峨越畑北ノ町のサザンカ	H 1 4
21	上京区	1	雨宝院のアカマツ	H 1 5
22	中京区	1	本能寺のイチヨウ	H 1 5
23	東山区	1	安祥院のヤマザクラ	H 1 5
24	東山区	1	新日吉神宮のスダジイ	H 1 5
25	山科区	1	華山寺のケヤキ	H 1 5
26	南 区	3	光福寺のクスノキ	H 1 5
27	右京区	1	三寶寺のヤマザクラ	指定解除
28	右京区	1	印空寺のタラヨウ	H 1 5
29	左京区	1	満足稲荷神社のクロガネモチ	H 1 6
30	中京区	2	聖三一幼稚園のイチヨウ	H 1 6
31	下京区	3	菅大臣神社のイチヨウ	H 1 6
32	南区	1	浄禅寺のクスノキ	H 1 6
33	西京区	1	三宮神社のムクノキ	H 1 6
34	伏見区	1	清涼院のサルスベリ	H 1 6
35	北区	1	賀茂別雷神社末社藤木社のクスノキ	H 1 7
36	上京区	1	本隆寺のタカオカエデ	H 1 7
37	左京区	1	カトリック・ノートルダム教育修道女会 鹿ヶ谷修道院のエドヒガン	指定解除
38	左京区	1	大蓮寺のダイオウショウ	指定解除
39	山科区	1	若宮八幡宮のカツラ	H 1 7
40	右京区	1	正法寺のカヤ	指定解除
41	伏見区	1	三栖神社のイチヨウ	H 1 7
31件		36本		